朝日町障害者就労施設等優先調達方針

１　趣旨

　この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「法」という。）第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、下記のとおり調達方針を定めるものとする。

２　適用範囲

　この方針は、朝日町のすべての機関・組織が物品等を調達する際に適用する。

３　調達の対象となる障害者就労施設等

　この方針の対象となる施設等は、法第２条第４項に規定する施設等で、次に揚げるものとする。

（１）　就労移行支援事業所

（２）　就労継続支援Ａ・Ｂ型事業所

（３）　生活介護事業所

（４）　障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援及び生活介護を行うものに限る。）

（５）　地域活動支援センター

（６）　在宅就労障害者及び在宅就業支援団体

４　調達の対象品目等

　朝日町が障害者就労施設等より調達する物品等は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 品物等の具体例 |
| 物品 | 食料品、事務用品、印刷物、日用品　等 |
| 役務 | 除草作業、清掃、軽作業　等 |

５　物品等の調達目標及び調達実績の公表

　（１）調達目標を設定したときは、町ホームページ等により公表する。

　（２）調達実績については、翌年度６月末までに町ホームページ等を通じて公表する。

６　推進方法

　（１）町障害福祉担当課は、障害者就労施設等が提供可能な物品等について情報収集を行い、各部署や関係機関へ情報提供を行うとともに、優先調達を依頼する。

　（２）調達の推進については、町内の事業者等への配慮のもと行う。

７　調達方針に関する担当窓口

　この方針に関する担当窓口は、町障害福祉担当課とする。

８　施行日

　この方針は、平成２６年２月１日より施行する。